

# 要 旨

## 主要立法(翻訳・解説)

### 【アメリカ】アメリカ連邦公務員の天下り規制—オバマ政権の倫理誓約に関する大統領令

オバマ大統領は、就任初日に倫理誓約に関する大統領令に署名した。政治任命される政府高官等に対する離職後のロビー活動等を制限するもので、クリントン政権時の大統領令による規制をさらに強化している。アメリカの連邦公務員に対しては、離職後に元の職場の職員等に影響力を行使する目的で接触することが法律で制限されているが、これをさらに強化する内容となっている。

### 【アメリカ】児童ポルノ及び子どもに対する性犯罪に関する法律

第110連邦議会(2007-2008年)において、性犯罪者登録や児童ポルノの取締強化に関する3つの法律が2008年10月に相次いで成立した。2008年効果的児童ポルノ訴追・対策強化法(P.L.110-358)、KIDS法(P.L.110-400)、2008年子ども保護法(P.L.110-401)である。これらは、特にインターネットを経由した子どもの性犯罪被害を食い止め、効果的に捜査、摘発することを目的として制定された。この動きの背景にあるのが、インターネット上での児童ポルノ犯罪及び子どもに対する性犯罪の増加である。また、児童ポルノと子どもに対する性犯罪との関連性についても着目されている。本稿では、この新しい3法によって、合衆国法典に新設又は改正がなされた条文を邦訳するとともに、これらの条文の具体的な内容や成立の背景を解説する。

### 【ドイツ】ドイツの青少年保護法—酒、たばこ、有害メディアの規制

青少年をその人格的な発展や社会への統合を妨げる危険から保護することは、ドイツでは国家の任務とされ、多数の法規が定められてきた。青少年保護法は、酒、たばこ、有害メディア(図書、ゲーム、インターネット)等からの保護を目的とする法律である。最新の改正では、EUの枠組決定に従って子どもポルノの範囲を広げた刑法典の改正に伴い、有害メディアの範囲を拡大した。青少年による大量殺傷事件を契機に、暴力的なゲームの規制も強化してきた。2009年1月には、たばこ自動販売機の本格的な規制も実施となり、「喫煙天国」の汚名も返上できそうである。保護法制は整っているが実効性が低い、という批判にさらされながらも、ドイツは、時代に即した青少年保護の在り方を探り続けている。

### 【ドイツ】ドイツのエネルギー及び気候変動対策立法(2)—2009年再生可能エネルギー法

連邦政府の「統合エネルギー及び気候プログラム要綱」(2007年8月策定)及び「同プログラム」(同年12月策定)に基づき、合計21件に及ぶ法律案及び命令案が議会に提出され、その多くがすでに成立し、施行されつつある。本稿では、その中でも特に重要な意義を有する電力供給の分野での再生可能エネルギーの拡充について規定する2009年再生可能エネルギー法の翻訳及び解説を行う。同法は2004年の再生可能エネルギー法を全面改正するもので、旧法の基本構造は維持しつつ、電力供給

に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに少なくとも30%にし、それ以後継続的にこの比率を引き上げるという新たな目標を掲げ、再生可能エネルギー法の有効性及び効率性を高めることを主眼とした詳細な規定が置かれている。

### 【ロシア】メドベージェフ政権下の政治改革

2009年5月、メドベージェフ政権は発足1年を迎えた。本稿は、憲法改正、上院改革、国家機構改革など、この1年の間にメドベージェフ政権下で推進されてきた政治改革に関する立法の流れを概観し、解説及び翻訳を試みるものである。その際、エリツィン政権時代及びプーチン政権時代の政治改革にも適宜言及し、1990年代以降から現在に至る政治改革の全体像及びその立法の変遷に対する理解を深めることを目的とする。

### 【韓国】韓国の公職選挙法改正—在外国民への選挙権付与

2009年2月12日、改正公職選挙法が公布され、同日施行された。この改正により、駐在や留学などの事情で一時的に海外に在住する韓国国民だけでなく、日本生まれの在日韓国人を含む海外永住者も韓国国政選挙で投票することが可能になった。ここでは、憲法裁判所の「在外投票」に関する判断の変遷と、決定を受けた国会での審議過程での議論、そして改正された公職選挙法の該当部分の概要について紹介する。

### 【ミャンマー】ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与(1)

2008年5月、ミャンマーで国民投票が実施され、新憲法草案が承認された。2010年中に連邦議会の総選挙が実施され、同議会が招集された日に、新憲法が発効することになる。同憲法においては、連邦議会(二院制)の議席の25%を軍人議員が占めること、大統領の資格要件として軍事知識が求められていること、非常事態時に国軍最高司令官に対して全権が委譲されることなど、国軍の政治的関与が保障されている。憲法改正には、連邦議会の議員総数の75%超の賛成を必要とすることから、国軍の実質的統治が続く限り、同憲法におけるこれらの規定の改正は困難であるといえる。

## 主要立法(解説)

### 【イギリス】英国の対国際テロリズム戦略: CONTEST

イギリスは2003年初頭から、3年毎にCONTESTと呼ばれる対テロリズム戦略を策定し、これを、関連する政策、立法の根幹に置いている。本稿では、2009年3月に発表された同戦略の最新版の要旨を紹介し、今回の改訂で特に重点が置かれる「テロリストが発生する根本原因への対処」について解説する。